○海上保安庁告示第三十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　横曽根灯標
位置
所在地　長崎県西海市（横曽根）
北緯　三二―五七―三五
東経　一二九―二〇―四二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二三メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十一年十二月十二日

名称　平曽根灯台
位置
所在地　沖縄県金武中城港（平曽根）
北緯　二六―一五―四六
東経　一二七―五三―〇六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二三メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十一年十二月十二日

名称　野伏港ふ頭灯台
位置
所在地　東京都新島村（野伏港ふ頭南端）
北緯　三四―二〇―〇三
東経　一三九―一二―五九
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月十三日

名称　壺ケ瀬灯標
位置
所在地　長崎県南松浦郡新上五島町（壺ケ瀬）
北緯　三三―〇四―二七
東経　一二九―〇三―四九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで二三メートル　平均水面上から灯火まで二三メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十一年十二月十二日

名称　開発局白老高砂沖人工リーフB灯標
位置
所在地　アヨロ鼻灯台（北海道白老郡白老町）の北東方約一六キロメートル
北緯　四二―三二―二〇
東経　一四一―二一―三六
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十三日

名称　アヨロ鼻灯台
位置
所在地　アヨロ鼻灯台（北海道白老郡白老町）の北東方約一六キロメートル
北緯　四二―三二―二九
東経　一四一―二一―二二
変更した事項
光度　実効光度三二カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

名称　石巻漁港第三号灯浮標
位置
所在地　宮城県石巻港（石巻漁港西防波堤灯台の南東方約六五〇メートル）
北緯　三八―二四―〇七
東経　一四一―二〇―四五
変更した事項
光度　実効光度三二カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

名称　新島灯台
位置
所在地　東京都新島村（神渡鼻）
北緯　三四―二〇―〇五
東経　一三九―一六―一二
変更した事項
光度　実効光度一三〇、〇〇〇カンデラ
光達距離　二〇・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

名称　沖港外西防波堤灯台
位置
所在地　東京都小笠原村（沖港外西防波堤外端）
北緯　二六―三八―〇五
東経　一四二―〇九―三一
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

名称　河和漁港南防波堤灯台
位置
所在地　愛知県知多郡南知多町（河和漁港南防波堤外端）
北緯　三四―四六―〇〇
東経　一三六―五五―二三
変更した事項
位置
所在地　愛知県知多郡美浜町（河和漁港南防波堤外端）
北緯　三四―四六―〇〇
東経　一三六―五五―二三

名称　金武中城港石川第三号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―三〇
東経　一二七―五〇―〇四
変更した事項
光度　実効光度一三〇、〇〇〇カンデラ
光達距離　二〇・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

名称　金武中城港石川第三号灯標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（伊計島灯台の西方約一六キロメートル）
北緯　二六―二五―二九
東経　一二七―五〇―〇四
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色柱形
光度　実効光度五カンデラ
光達距離　一・五海里
明弧　全度
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで五・三メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十四日

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　米ノ津港北防波堤灯台
位置
所在地　鹿児島県米ノ津港（北防波堤外端）
北緯　三二―〇七―五〇
東経　一三〇―二〇―三一
廃止年月日　平成二十一年十二月十五日

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　桃ノ浦港西防波堤灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（桃ノ浦港西防波堤外端）
北緯　三八―二三―四六
東経　一四一―二五―四七
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで七・六メートル
変更年月日　平成二十一年十二月十五日